

令和6年11月19日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和6年第11回）議事録

1. 開催日時 令和6年11月19日（火曜日）午後2時30分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

3. 出席委員（23名）

1 番 佐 藤 崇	1 3 番 佐 藤 榮 一
2 番 小 松 健	1 4 番 畑 山 留美子
3 番 齋 藤 誠	1 5 番 佐 藤 喜 勝
4 番 庄 司 和 夫	1 7 番 伊 藤 剛
5 番 佐々木 亨	1 8 番 加 藤 三 敏
6 番 伊 藤 直 子	1 9 番 大 瀧 浪 雄
7 番 菅 原 文 克	2 0 番 佐々木 純 一
8 番 板 垣 利 明	2 1 番 小 野 晃 一
9 番 三 浦 幸 夫	2 2 番 豊 島 靖 喜
1 0 番 吉 尾 麻 美	2 3 番 真 坂 和 都
1 1 番 巴 寛	2 4 番 富 樫 公 一
1 2 番 佐 藤 源 樹	

4. 欠席委員（1名）

1 6 番 佐々木 剛

5. 議事日程第1号 令和6年11月19日（火曜日） 午後2時30分開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第73号 農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件

第 5. 議案第74号 農地法第3条の規定に基づく使用収益権設定の件

第 6. 議案第75号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 7. 議案第76号 競売買受適格証明申請に関する件

第 8. 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 9. 議案第78号 農地法第4条第1項の規定に基づく使用目的変更の件

第10. 議案第79号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第11. 議案第80号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事 務 局 長	木 内 卓 朗	次 長	齊 藤 政 樹
次 長 兼 農 地 班 長	二 見 真 之	農 政 班 長	三 保 敦
主 査 (矢 島 庶 務 班)	田 口 達 也	主 事 (岩 城 庶 務 班)	池 田 健 人
主 事 (由 利 庶 務 班)	畠 山 秀	主 査 (大 内 庶 務 班)	佐 藤 彰

主事(東由利庶務班)
主事(鳥海庶務班)

石 渡 穰
佐 藤 海 士

主査(西目庶務班) 巴 留 美 子

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

17番 伊 藤 剛

18番 加 藤 三 敏

10. 会議の概要

○議長

これより令和6年11月5日公示招集されました、令和6年第11回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、委員総数24名中23名であります。

16番佐々木剛委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、議案第73号から議案第80号までの計8件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、17番伊藤剛委員、18番加藤三敏委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第73号「農地法第3条の規定に基づく使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第73号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第73号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第74号「農地法第3条の規定に基づく使用収益権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第74号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、本件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が実施している農地売買事業、いわゆる「公社売買」にあたっての権利設定であり、支払い方法は「分割払い型」であることを説明する。

「分割払い型」の利用に当たっては、支払いが可能な経営計画であるかの判断を行うため、関係機関を参集しての協議会開催が定められており、令和6年9月11日に「由利本荘市農地売買等支援事業推進協議会」が開催され、譲受人の事業利用は適当であるとの回答を得ていること、並びに農地法の観点からは、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。

○議長

議案第74号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第74号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第75号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第75号について、議案書に基づき取扱件数を述べ、申請内容については記載の通りで、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明する。)

また、通し番号４番について補足説明を行う。

申請内容は、譲渡人が農地所有適格法人に貸し付けている農地を、譲受人に所有権移転した後に、譲受人が農地適格法人に貸付するものです。

通常、所有権移転した農地をそのまま貸付しようとする場合は許可できませんが、農地法第３条第２項第６号、また「農地法関係事務に係る処理基準」第３の３（４）において、農地所有適格法人の常時従事者たる構成員に所有権を移転した後に同法人に貸付けし、同法人が全部効率利用要件を満たす場合には許可することができるとされております。

この案件については、本要件を満たすものと考えます。なお、譲受人の耕作面積は同法人の耕作面積を記載しております。以上です。

○議長

議案第７５号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第７５号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第７５号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第７、議案第７６号「競売買受適格証明申請に関する件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第７６号について、議案書に基づき朗読して概要を説明。

農地の競売に当たり、参加希望者は農業委員会から交付を受けた「買受適格証明書」の提出が必要となるため申請があったもので、農地法第３条の許可基準に基づいて判断されるものであり、農地法第３条第２項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしている旨を説明。

なお、申請者が買受適格者であることを本総会で決定し「買受適格証明書」交付後に申請者が落札した場合には、所有権移転の許可申請書を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、速やかに許可指令書を交付することになる旨を説明する。

○議長

議案第７６号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【１８番・加藤三敏委員手を挙げる】

○議長

１８番加藤三敏委員。

○１８番・加藤三敏委員

１８番加藤です。基本的なことで申し訳ないですが、競売買受適格証明書がなければ競売には参加できないのでしょうか。

○議長
事務局。

○事務局

競売にかけられたものが農地である場合については許可権者、本市でいくと由利本荘市農業委員会の方で買受適格証明を発行したのちに入札に参加することとなります。

これが複数名いた場合については、それぞれに対して3条の基準で判断して、複数名に買受適格証明がでるということもあります。そして入札に参加して、入札価格の高い方が落札して、こちらの方に所有権移転の許可指令書がでるという流れになります。

○18番・加藤三敏委員

それでは今回この方1名ということは、この方でだいたい決まりということなののでしょうか

○事務局

担当課は収納課なのですが、参加はその方だけかと考えられます。

○議長

よろしいですか。

○18番加藤三敏委員。

はい、わかりました。

○議長

ほかに質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

では、ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第76号は、申請のとおり、買受適格者であることを証明し、申請人が落札した場合には、所有権移転の許可申請を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、速やかに許可指令書を交付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、申請のとおり、買受適格者であることを証明し、申請人が落札した場合には、所有権移転の許可申請書を農業委員会が受理し、総会における所有権移転の許可決定を経ずに、速やかに許可指令書を交付することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第77号について、議案書に基づき取扱い件数を述べ、申請内容については記載の通りで、令和4年法律第56号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨を説明する。)

○議長

議案第77号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 77 号は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第 9、議案第 78 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第 78 号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置を説明し、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議の意見聴取の必要がないため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する

○議長

議案第 78 号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19 番大瀧浪雄委員。

○19 番・大瀧浪雄委員

議案第 56 号について、調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦勞様でした。

議案第 78 号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第 78 号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第 78 号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 78 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 79 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1 番と 2 番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第79号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などを説明。

申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種農地であり、原則不許可だが、不許可の例外である「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下）」に該当し、資金計画や、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明。

なお、本案件については、第1種農地であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

次に、議案第79号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などを説明。

申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内で、第1種農地であり、原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、資金計画や、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明。

なお、本案件については、第1種農地であるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象となり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第79号1番と2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

なお、議案第79号2番の現地調査につきましては、令和6年第9回総会議案第66号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」の審議の際に、すでに報告を受けていますので省略します。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

先程の議案第78号の1番と同日に3人で議案第79号の1番の現地調査を行ったところ、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題無いものとして確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第79号1番と2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

次に、3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第79号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画を説明。

申請地は、駅・役場等から500m以内に位置する第2種農地であり、「第2種農地」は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場

合にしか許可できませんが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、資金計画や、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要があるため、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。

○議長

議案第79号3番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番庄司和夫委員。

○4番・庄司和夫委員

議案第79号3番について、調査日時、現地調査出席者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第79号3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり議案第79号1番と2番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であり、議案第79号3番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

はじめに、議案第79号1番と2番につきましてお諮りいたします。

議案第79号1番と2番は、申請が適法と認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号1番と2番は、申請が適法と認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

次に、議案第79号3番につきましてお諮りいたします。

議案第79号3番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号3番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第80号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第80号について、議案書に基づき朗読説明し、申請地の概要を説明。

申請地は、長年にわたり耕作しておらず、雑木が繁茂し、原野化している状況であり、農地に復旧するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないも

のと考える旨を説明する。

○議長

議案第80号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番大瀧浪雄委員。

○19番・大瀧浪雄委員

先程の議案第78号と同日に、3人で議案第80号の1番の現地調査を行ったところ、現地は、長期にわたり耕作された様子はなく、雑木が繁茂し、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨を報告する。

○議長

ご苦労様でした。

議案第80号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第80号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後3時17分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長

富 樫 公 一

議事録署名委員

伊 藤 剛

議事録署名委員

加 藤 三 敏